

令和6年度

第1回安平町総合教育会議

議 案

日 時 令和7年1月29日(水) 午後2時00分

場 所 安平町役場 総合庁舎

令和6年度 第1回安平町総合教育会議

1 開 会

2 町長挨拶

3 協議・調整事項

(1) 令和7年度の主な教育予算について

- ① 令和7年度予算編成方針（財政状況概略等）について
- ② 資料1 令和7年度における主要な教育委員会関係予算について

(2) 安平町教育大綱（素案）について

- 資料2 安平町教育大綱・安平町生涯学習計画（1/22現在の素案）

(3) その他

4 閉 会

安平町総合教育会議設置規程

(設置)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、安平町における教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、安平町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 安平町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 安平町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

安平町総合計画実施計画主要事業一覧表(R7年度予定事業)

資料1

(単位:千円)

事業名	グループ	新規・継続	全体概要	事業内容	事業費
日本型CFCI事業	学校教育	継続	ユニセフが提唱する「こどもにやさしいまちづくり」検証事業を実施するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・CFCI委員会等への参加 ・条例制定調査、研究、視察 ・地域おこし協力隊(幼小連携推進員) ・オンラインプラットフォーム運営業務 	7,774
医療的ケア児特別教育・保育事業	学校教育	継続	医療的問題により入園が叶わない児童等を生じさせない職員配置を実現するための職員手当等の補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償保険料、看護師手当、設備等経費 ・1名×12か月分を補助 	372
教育・保育施設整備事業	学校教育	継続	長寿命化計画も踏まえた教育・保育施設の計画的な維持管理により健康リスクの低減と安全の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・おいわけ子ども園バス車庫外壁補修工事 	671
あびら教育プラン推進事業	学校教育	継続	早来学園を拠点に「セカチカ事業」で推進した事業や地域の教育活動と連携した学校の教育活動を展開し、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育、学校職員の負担軽減、更には学校と地域の一体感の醸成を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> あびら教育プラン推進事業 ・授業補助 ・教員支援 ・公営塾運営 ・イベント事業 	24,076
地域プロジェクトマネージャー導入事業	学校教育	継続	学校を中心とした地域や家庭との連携による子育て及び教育の充実を図るため導入し、開校後3年間を円滑に進めること、また、追分小中一貫校の更なるパワーアップを企図するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員(パートタイム)に係る経費(2名分) 	17,311
学校施設改修、維持補修事業	学校教育	継続	学校施設整備に係る維持改修工事や附属設備等の改修により、学校施設の安全性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・早来学園冷房設備改修工事(設備・電気) ・追分小学校遊具鉄橋・新設 	106,019
学校教育環境整備事業	学校教育	新規	追分小学校校舎の老朽化、バリアフリー未対応、早来学園との施設環境格差、施設分離型の小中一貫教育などの課題解決のため、追分地区の義務教育学校建設や教育環境の整備をするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・追分中学校家庭科室・技術室工事・関連備品・消耗品購入 ・冬季運動設備、学校外構整備材料ほか 	9,553
スクールバス更新事業	学校教育	継続	町所有の各車両とも10年以上経過、走行距離も30万キロ前後で運行中の故障が頻発し修繕対応している現状から計画的なバスの更新を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス車両購入(56人乗) 	38,633
早来学園(まなびお)魅力化・管理清掃業務	学校教育	継続	早来学園地域開放区域のコンシェルジュ業務、管理清掃等の業務を委託する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受付、マネジメント、利用促進企画、利用サポートほか ・施設清掃(早朝、日中、夜間管理)、施設管理(音響、照明、除雪、草刈) 	11,651
追分高等学校存続支援事業	学校教育	継続	追分高校の存続支援、魅力化のため、各種補助、英会話講師の派遣等。	<ul style="list-style-type: none"> ・追分高校振興会補助 ・英会話講師派遣 	12,368
部活動の地域移行体制整備事業	学校教育	継続	部活動地域移行を中心とした地域スポーツ・文化環境体制の整備事業。部活動の地域移行により青少年の文化・スポーツ活動が教員人事に依存せず持続的に展開されることで、子育て・教育環境がより充実するようになる。なお、R7までは国の改革集中期間でもあるため、補助の活用も望める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツ・文化体制整備事業 ・部活動指導員配置 	27,738

学習用タブレット端末更新事業	学校教育	継続	GIGAスクール構想で導入したタブレット端末（Ipad）について、令和7年度から段階的に更新を行うもの。 また、タブレット管理ソフト契約も併せて更新する。	<ul style="list-style-type: none"> ・端末180台（R元年導入）の更新 ・セキュリティーソフト導入 	12,855
教員働き方改革・ICT推進事業	学校教育	継続	ICTを活用した教員の働き方改革のためのICT機器導入とその活用や各種設定操作など特殊な知識と技術を備えた専門員を配置し、ICT機器を活用した教員働き方改革を推進するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員用iPhone導入（全校） ・ICT専門員1名 	8,271
学校給食センター施設備品及び機器整備事業	学校教育	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房用ヒートポンプ修繕 ・真空冷却機点検委託料 ・食器更新 ・回転釜（大）更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕料 3,388千円 ・委託料 330千円 ・備品購入 11,190千円 	11,190

事業名	グループ	新規・継続	全体概要	事業内容	事業費
文化・スポーツ大会参加助成事業	社会教育	継続	町立学校の児童・生徒等が全道・全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成し、文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援をするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・文化スポーツ大会参加助成金 	5,148
町民センター・スポーツセンター指定管理者制度導入事業	社会教育	新規	スポーツセンター及び町民センターの指定管理や町民センター改修に伴うデジタル技術を活用した施設予約システム運用等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンター及び町民センター指定管理料 ・施設予約システム決裁手数料等 ・町民センター・スポーツセンターPR業務委託 	111,351
追分公民館整備事業	社会教育	継続	追分公民館の経年劣化による設備改修工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台照明設備操作卓・主幹調光器盤内部品交換修繕 ・図書室ガラスフィルム貼り付け工事 ・変圧器低濃度PCB分析調査 ・耕運機購入 	1,290
鉄道資料館整備事業（道の駅関係）	社会教育	継続	柏が丘公園内ミニSL運行委託業務やキハ183車内公開・管理業務及び経年劣化したキハ183窓修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニSL車両運行業務 ・キハ183車内公開・管理業務 ・牽引車両整備 ・キハ183窓修繕 ・消耗品等 	2,487
遠浅・安平公民館整備事業	社会教育	継続	施設の定期的かつ適切な保全の実施により、施設の劣化を防ぐことで公民館機能を保ち、利用者に対し、快適に活動が出来る環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・安平公民館ガラス清掃・床ワックス掛業務委託 	229
ときわ球場整備事業	社会教育	継続	ときわ球場の経年劣化による施設・設備等の改修工事及び隣接するキャンプ場利用者への安全対策を講じるため防球フェンスの設置工事を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・バックスクリーン改修工事 ・高圧コンデンサ更新工事 ・防球フェンス設置工事 ・事故賠償保険加入 	9,821

きょういく

安平町教育大綱
第4期安平町生涯学習計画
第3期子ども・子育て支援事業計画



2025.1.22現在・素案





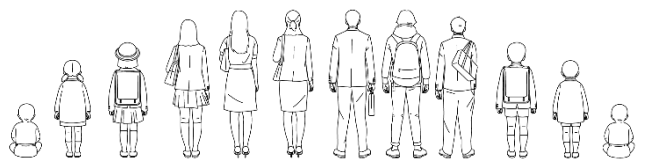
目次

計画の趣旨・目的・・・P3
安平町の数値データ・・・P11
知ることを学ぶ・・・P17
行動することを学ぶ・・・P30

共に生きることを学ぶ・・・P36
らしく生きることを学ぶ・・・P41
結び・・・P47

1.

この計画は町民の声から生まれました。



安平町に越してきてばかりの親子がいました。
長年住んでいた都会を離れ、北海道に居住を置くのは人生で初めて。

慣れない土地に戸惑いは隠せません。
私たちの子どもは、どんな学校で育っていくのだろうか。
私たち夫婦は、この土地に慣れることができるのだろうか。
安平町で楽しく過ごしていけるのだろうか…

不安は募るばかりだけど、とりあえず最初にご近所さんに引越しのご挨拶をしようと、手土産を片手にお隣さんへ。

緊張しながらチャイムを押すと、そこには素敵な笑顔の老夫婦が出迎えてくれました。
最初の挨拶とともに、都会から出て田舎暮らしが初めてであること、近くに親戚もいないので不安ばかりであることを伝えると、お隣さんからある1冊の本をいただきました。

本の題名は、「きょういく」。

「これを見たら、あなたの不安が少し解決できるかも。だって私たちが作ったのだから。」
と、ほほ笑むお隣さん。

自宅に帰ってから、「私たちが作ったとはどういう意味だったのだろうか」と不思議に感じながらもさっそく、家族と一緒に1ページ目を開いてみました。

豊かな人が育つまち

～自分をつくる、自分を生きる～

生涯にわたって希望を抱き、様々な困難や課題にぶつかりながらも、自らの道を他者と協働し、自らの選択と行動によって切り拓き、歩んでいく。

他者やコミュニティに対して、互いに尊重し、ジレンマを対話と協働によって乗り越え、新たな価値や方策を生み出し、共に支え合う社会。



01 計画の趣旨

未来をつくる子どもたちが安平町の教育によって将来に希望を抱き、様々な困難や課題にぶつかりながらも自らの道を他者と協働し自らの選択と行動によって切り拓き、歩んでいくためには、身近に同様な姿を持つモデルとしての大人がいることが、なによりの教育であり教師である。その大人は、地域や自身の課題・困難に対し、他者と協働し自らの選択と行動で道を切り拓く。そのためには、知ること・行動すること・ともに生きること・らしく生きることが学ぶ機会と実践する場が必要であり、その場は公共施設といった誰もが利用できる場所だけではなく、従来は子どもだけが通う場所であった学校も地域との協働によって大人も利用することができ、大人も学び実践する場へとすることが理想である。

また、学校教育は1873年の学制以降、初めての大きな転換期を迎えている。具体的には、教師が知識などを教える「Teaching」から「Coaching」、さらには児童生徒が主体的に学ぶ「Learning」への転換である。その根底にある視点は、安平町が実践するCFCI（子どもにやさしいまちづくり）の理念に通じ、子どもの権利ひいては大人を含むすべての人の権利を尊重する営みであることを立証・実現をするため、「安平町生涯学習計画（第4期計画）」を策定します。

02 計画の位置づけ

本計画は、「安平町生涯学習計画」「安平町子ども・子育て支援事業計画」「安平町こども計画」「学校教育ビジョン」の要素を持ち、安平町総合計画を上位計画とし、教育分野（子育て・学校教育・社会教育）における個別計画として位置づけ、安平町の生涯学習を推進する視点と施策を明らかにします。また、この計画は安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計画」として策定するとともに、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供に関する一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定による「安平町子ども・子育て支援事業計画（安平町次世代育成支援対策行動計画）」、「安平町こども計画」としての性格も併せ持ちます。

03 計画の期間

・第4期安平町生涯学習計画



・第3期子ども・子育て支援事業計画



安平町教育目標

本計画の基本として、
次の4本の柱からなる「安平町教育目標」を掲げ、その実現に努めます。

「安全で平和な環境を創造し、夢と希望を育む教育」

「豊かな個性と感性を伸ばし、生きる力を育む教育」

「一人ひとりの学ぶ意欲と健康な体を育む教育」

「子どもを家庭・学校・地域全体で育む教育」

日本一の定義

CFCI の理念を大切に子どもへの認知能力を大切に安平町が、相対的に比較可能な数値的基準をもって日本一を掲げることは相応しいとは言えない。よって、日本一とは相対的基準ではなく安平町が教育として大切にしたい階に対する判断とし、その判断は客観的ではなく主観的認識を大切にすることとする。

公教育の範囲

公教育の範囲は、その定義を制度的概念と理念的概念のどちらの立場をとるかで異なる。制度的概念の立場でとれば、公の団体が設置する公設、公の費用で運営する公費、公の機関が管理する公管理のいずれかに属するものが公教育と捉えることができる。

日本一の定義を教育として大切にしたい勝ちに対する判断と主観的認識と位置づける安平町においては、こういった制度的概念ではなく、公の性質（教育基本法第6条）を有する教育、すべての者に開かれた教育（公開）、すべての者が利益をうける教育（公益）といった理念的概念を公教育と定義し、事業主体や事業対象にかかわらず事業内容が安平町の教育理念に合致し、安平町内において展開される教育事業のすべてを公教育の範囲とする。

教育の定義

教育基本法を概念の根拠とし、安平町における教育の目的を「人格の完成」と「社会の形成者としての資質の育成」と定めている。

「日本一の公教育」とは

また、教育は、個人の育成や成長だけでなく、社会の秩序を維持し、社会の価値観や文化、知識を継承するための手段として機能する側面も有している。

この法的定義および教育の機能を踏まえた上で、安平町における教育とは、安平町が大切にしたい価値観や文化、知識を公教育の範囲に埋め込み、公教育によって町民が自らの資質を育成するとともに生涯にわたって自分らしく生きていく営みと定義する。

日本一の公教育とは

以上のことから、日本一の公教育とは、安平町の公教育に埋め込まれた価値観や文化、知識に触れることを通して、町民が自らの人格を陶冶するとともに生涯にわたって自分らしく生きていくことを主観的に実感できる教育環境を指す。

教育の対象

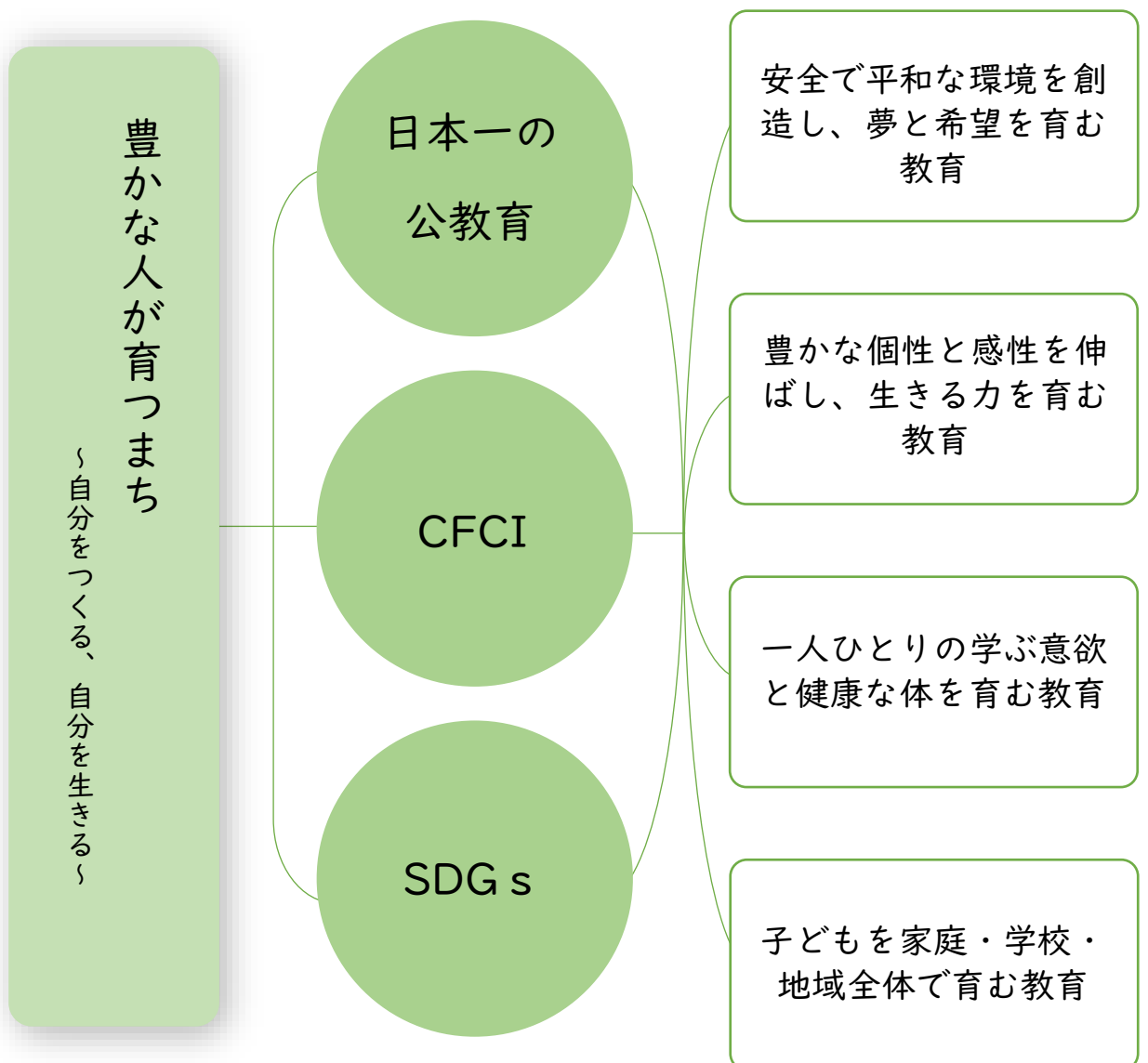
日本一の公教育は、安平町の公教育に埋め込まれた価値観や文化、知識によって実現されるものであることから、教育の対象は個人ではなく公教育が展開される場となる。個人は場で展開される教育に触れて作用する対象であって、直接的な教育対象にはならない。場とは物理的な場所という意味ではない。社会的な文脈や状況、雰囲気や機会、在り方なども含めたものを指す。場が教育の対象となるということは、その場が持つ雰囲気、状況、在り方に安平町が大切にしたい価値観を感じられるかということである。

05 体系

ビジョン

理念・視点

柱



具体的な施策

重点目標

知ること
を学ぶ

行動すること
を学ぶ

共に生きること
を学ぶ

らしく
生きること
を学ぶ

幼児教育への参加

初等前期中等教育への参加

後期中等教育への参加

学校教育への多様な学びの機会の保証

キャリアに応じた学びの機会の設定

市民活動への参画

社会教育活動への参画

地域学校協働活動への参画

社会貢献活動への参画

社会課題／地域課題解決のための行動や参画

社会教育団体の所属

社会教育活動の参加

市民活動団体の所属

市民活動の参加

異なる文化的背景を持つ人々との交流

自然に対する理解と交流

社会貢献活動への参加

スポーツを通じた学び

文化を通じた学び（芸術、芸能）

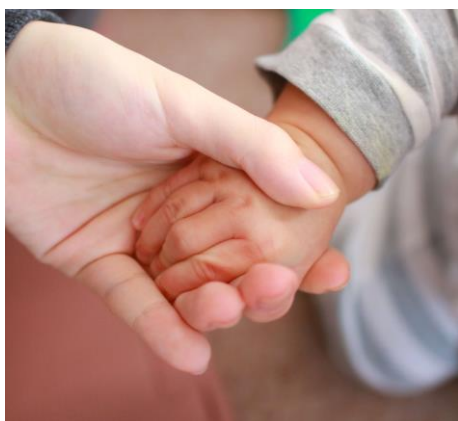
メディアを通じた学び（オンライン）

文化的資源へのアクセス（図書館、文化財）

ライフステージに応じた学び

子どもにやさしいまち

CFCI ってなに？



ユニセフ（UNICEF:国連児童基金）は、世界中の子どもたちのために活動する国際連合の中のひとつの機関です。国際連合というのは、世界各国の代表が集まって、さまざまな争い、貧困、環境破壊、人口増加、経済の問題など、地球上のいろいろな問題を解決しようとしたり、お互いに協力できることを話し合う場です。その中で、世界の子どもたちが直面している問題に取り組んでいるのがユニセフです。

Unicef ってなに？



Child Friendly Cities Initiative = 子どもにやさしいまちづくり事業」のこと。子どもにやさしいまちでは、子どもたちがまちの活動に活発に参加し、彼らの声や意見が考慮され、まちの決定や手続きに反映されることが重要と位置づけています。

安平町では、2021年12月17日、日本で初めて「日本型子どもにやさしいまちモデル」実践自治体として、承認されております。



子どもの権利条約と CFCI

「子どもの権利条約」とは、1989年に国際連合（国連）が世界各国に提案し、日本では1994年にこれを守ることを世界各国に約束したものです。

条約では、「子どもたちが健やかに成長・発達し、一人の大人と等しい存在として認められること」が約束されています。また、これを守るためには「自分の考えを大人たちに伝え、向き合ってもらふこと」が必要とされています。日本国内では、この約束を守るため「児童福祉法という法律の中で、この国の子どもたちとその周りにいる大人たちへの強いメッセージを送っています。

CFCIは、子どもに一番近い存在である市町村が、この約束を守り、子どもたちに幸せになってもらうための活動のことでです。



安平町としての CFCI の考え方

安平町は「子どもにやさしいまちづくり」を「子どもが当たり前意見できるまちづくり」、「子どもたちが安心して遊べるまちづくり」と捉え、子どもたちが主人公のまちを目指していきます。

これまでは、地域団体と連携しながら遊び場づくり、遊ぶ機会づくり、遊ぶ力そのもの子どもたちへの提供を支援してきました。また、震災後の象徴としての義務教育学校づくりにも、子どもたちの意見を取り入れてきました。これからは、より一層子どもの主体性を引き出す機会を増やしていきたいと考えています。

2.

いまの安平町を知りたい。



ある日の午後、小学生の子どもが学校から帰宅すると、リビングで本を読んでいた私にこう言いました。

「ねえ、お母さん。この前、授業で「安平町」のことを調べたんだけど、もっと知りたくなっちゃった！」

私は本から顔を上げて、微笑みながら聞き返しました。

「いいね、それで何を知りたいの？」

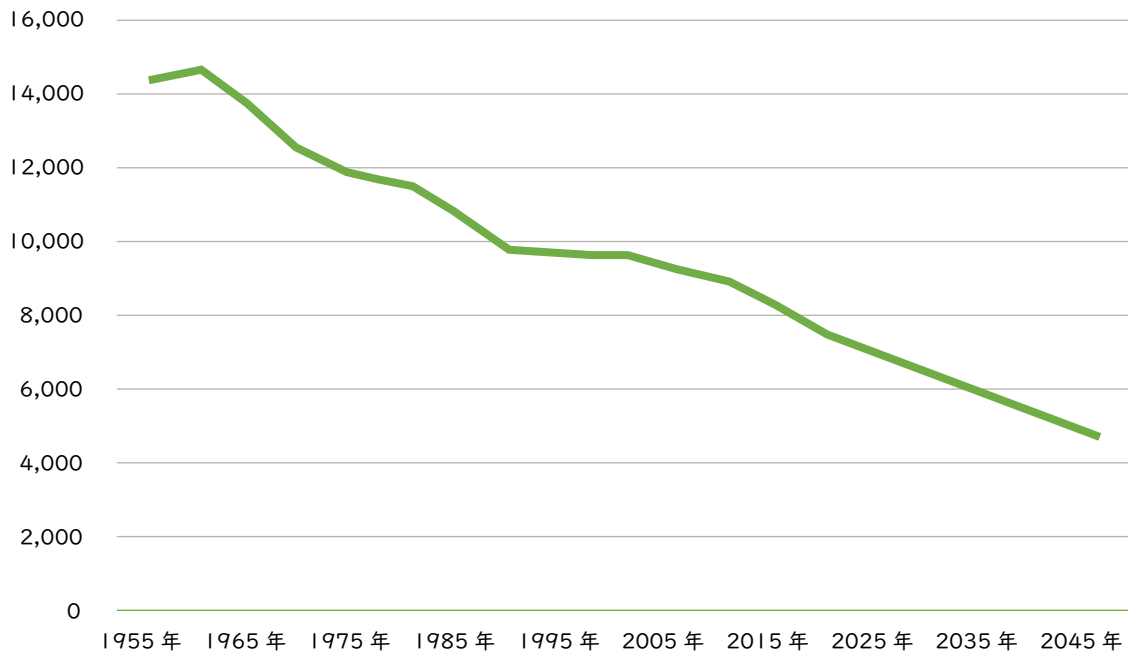
私の子どもはランドセルからノートを取り出し、「安平町に住んでいる人がどのくらいいて、赤ちゃんとかどのくらい生まれているのか知りたいの。けど、まだ全然分からなくて…」と少し困った顔をしました。

私は少し考えたあと、「よし、それなら一緒に調べてみようか。」

そのように伝えると、私の娘はぱっと笑顔になり、学校から貸与されているタブレットをランドセルから取り出し、ソファの上で一緒に安平町のことを調べ始めました。

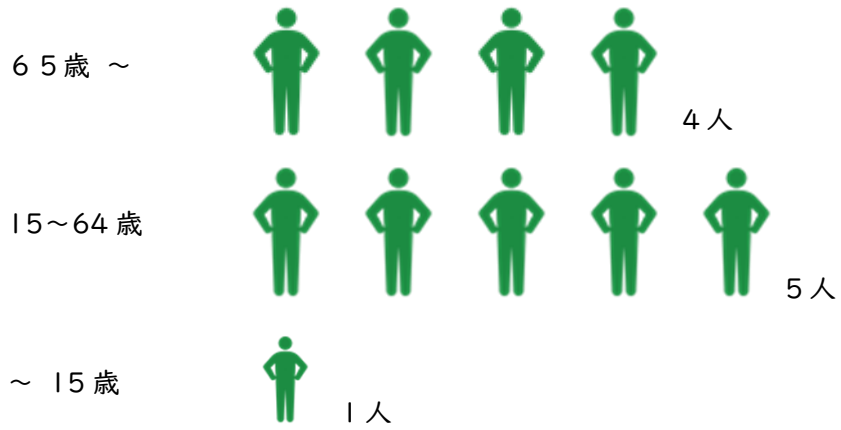
07 安平町を数値で知る

人口 (令和6年11月末日現在)

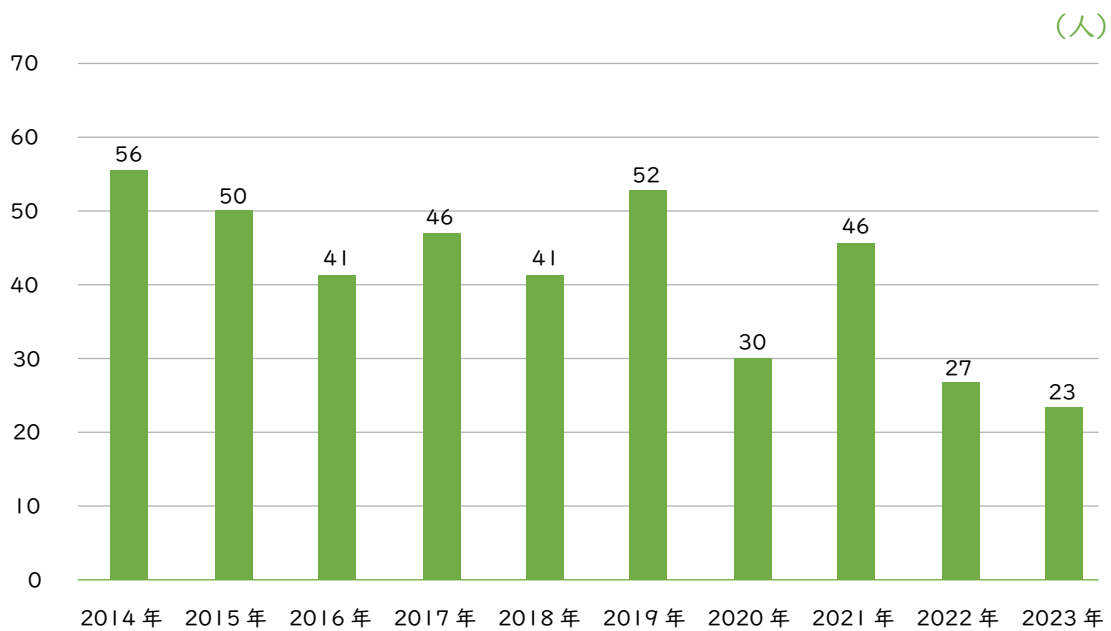


	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳～	合計
1955年	588人	8,191人	5,351人	14,130人
1965年	726人	8,559人	4,098人	13,383人
1975年	910人	7,779人	2,944人	11,633人
1985年	1,311人	7,065人	2,150人	10,526人
1995年	1,834人	6,290人	1,360人	9,484人
2005年	2,424人	5,524人	1,183人	9,131人
2015年	2,820人	4,441人	887人	8,148人
2025年 (推計)	2,595人	3,537人	615人	6,747人
2035年 (推計)	2,318人	2,850人	470人	5,638人
2045年 (推計)	2,081人	2,162人	413人	4,656人

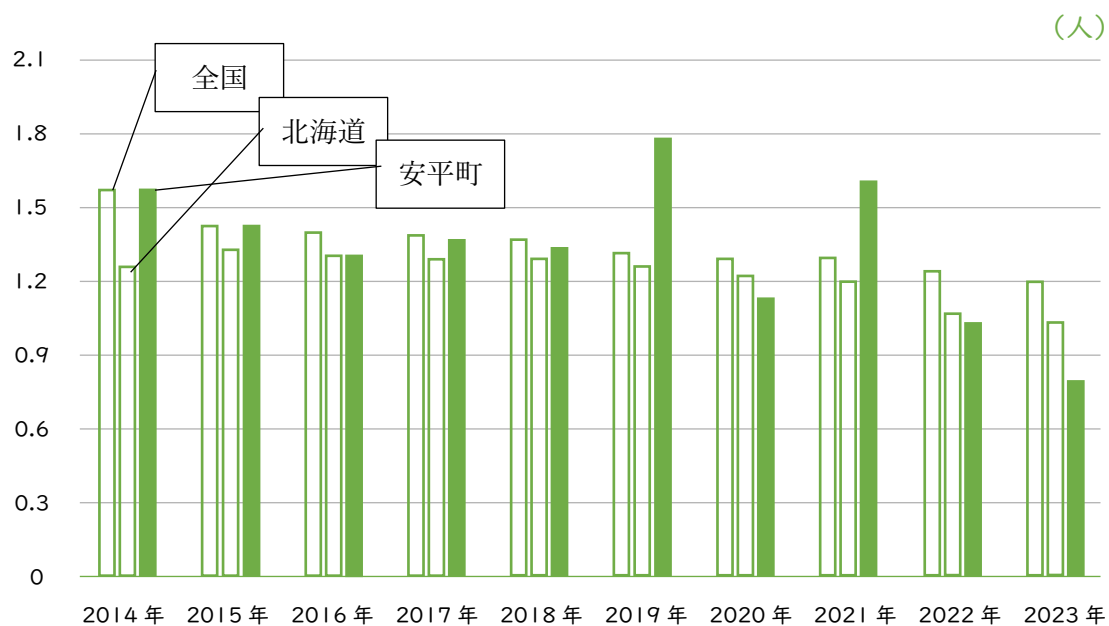
もし10人の村だったら… (2020年現在)



出生数 (令和6年11月末日現在)



出生数 (令和6年11月末日現在)



特殊出生数 (令和6年11月末日現在)

	全国	北海道	安平町
2014年	1.56	1.28	1.56
2015年	1.46	1.31	1.46
2016年	1.44	1.23	1.23
2017年	1.43	1.29	1.38
2018年	1.42	1.27	1.34
2019年	1.36	1.24	1.79
2020年	1.33	1.21	1.16
2021年	1.30	1.20	1.64
2022年	1.26	1.12	1.01
2023年	1.20	1.06	0.82

	令和7年度	人数	備考
町立幼保連携型認定 こども園	-	-	H28年度より 公私連携へ
私立認可保育所	-	-	H29年度より おいわけ子ども園へ
町立幼稚園	-	-	H29年度より おいわけ子ども園へ
へき地保育所	-	-	H29年度より おいわけ子ども園へ
公私連携幼保連携型 認定こども園	はやきた子ども園 おいわけ子ども園	183人 62人	早来：H28年度～ 追分：H29年度～
小規模保育事業所	ゆきだるま保育所	19人	R3年度～
子育て支援センター	早来地区 1か所 追分地区 1か所	-	早来：H28年度～ 追分：H29年度～
放課後児童クラブ	早来地区 1か所 追分地区 1か所	-	早来：H29年度～ 追分：H29年度～
児童センター	早来地区 1か所 追分地区 0か所	-	早来：H29年度～
児童館	早来地区 0か所 追分地区 1か所	-	追分：H29年度～
病児保育事業所	-	-	検討中
町立小学校	安平町立 追分小学校	111人	-
町立義務教育学校	安平町立 早来学園	309人	R4年度～
町立中学校	安平町立 追分中学校	52人	-
道立高等学校	北海道立 追分高等学校	60人	-

(令和6年11月末日現在)

3.

小学校での出来事



私の夫は小学校の先生であり、3学年の担任を担っている。

ある日、クラスの子どもたちは「さつまいもをイチから作ってやきいも」を作りたいと言いつ出した。

前の学校では、「火を使うなんて危ない」「危険すぎる」という理由で行うことはなかったが、ダメもとで校長先生に聞いてみると、

「楽しそうだね、やってみようか」と快く了承をもらったことに驚いた。

続けて理由を校長先生に聞くと、

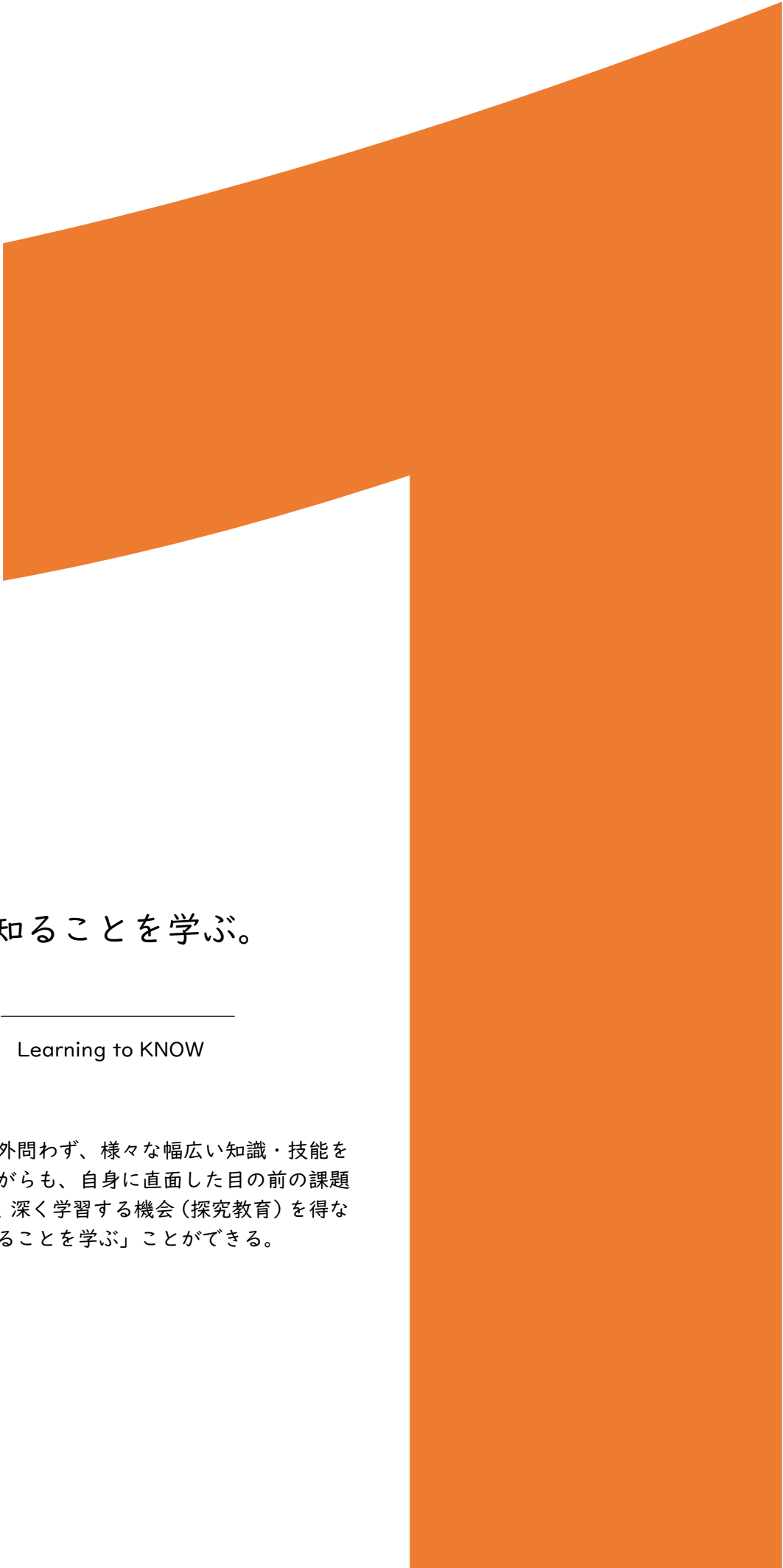
子ども園では、子どもたちは火の使い方を学んでいるし、地元の高校では去年さつまいも育てていたとのこと。

実際にさつまいもを作り始めると、地域の人たちも積極的にお手伝いしてくれた。地域の農家さんからはさつまいもの種イモをいただいたり、高校生から作り方の伝授してもらった。

やきいもを作るときは、私の夫から子どもたちへ火の使い方を教えることは一切なかった。普段から火を使い慣れている子どもたちの方が先生のようなようだった。

「とても充実した活動だった。ますます教師としてのやりがいを感じ、明日も頑張るぞって気持ちになったんだよね」と晩酌をしながら話してくれた夫の話は、だんだんいつもより暖かい気持ちにさせてくれた。

(教育まちづくり委員会より)



知ることを学ぶ。

Learning to KNOW

安平町内外問わず、様々な幅広い知識・技能を習得しながらも、自身に直面した目の前の課題に対して、深く学習する機会（探究教育）を得ながら「知ることを学ぶ」ことができる。

① 幼児教育への参加

「遊び」を通じた自発的な「学び」を重視する就学前教育とその環境づくりを目指すとともに、就学前教育で育まれた資質能力が義務教育以降の学習へと円滑に接続される幼小連携教育を目指します。

② 初等前期中等教育への参加

安平町の持つ資源や特性を活かし、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより一層育み、「確かな学力」として基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を展開することによって、ふるさとを愛し、自らの手で豊かな人生を切り拓き、新しい時代を逞しく生きる人材の育成を目指します。

③ 後期中等教育への参加

安平町の特性を活かし、児童生徒が主体的に参画する特色ある教育課程や学社融合・ふるさと教育により、児童・生徒一人ひとりの可能性を伸ばすとともに、社会で生きる力、豊かな人間性、健やかな体を育み、ふるさとへの誇りと愛着を持つ人材の育成を目指します。



子ども園園庭づくりの様子



R4.4 に開校した早来学園

④ 学校教育への多様な学びの機会の保証

児童・生徒の個性や興味、特性に応じた学びの場を提供し、教育の充実を図ることを目的に、すべての子どもが平等に安平町ならではの教育を受け、自分らしく成長できる環境を整備することを目指します。

⑤ キャリアに応じた学びの機会の設定

現代社会では、技術革新や経済のグローバル化が進む中、Society5.0の達成を視野に入れながら、個人の成長のみならず、社会全体への寄与にも準ずる。

町民のニーズやキャリアステージに応じて、多様な学びの選択肢を用意することで、現代技術を活用した柔軟な学びの環境を提供することや自身の適性や目標に沿ったプログラムを構築することで、学びがキャリアに直結する学びの機会の設定を目指します。

私はなにをする？

安平町の生涯学習は、町民ひとり一人が考え、実践することで成り立つものであるため、自分が安平町でやってみたい、こんなまちにしていきたいと思うことを書き出してみましょう。
皆さんの意見を記載することで初めて完成するのが本紙の目標の一つです。

安平町の魅力②

あびら教育プラン



遊育

遊びの中にはたくさんの育つ要素があります。「機会・場所・遊びそのもの」の3つを提供し、子どもたちに遊びを通じて育つ機会を作っています。

あびらぼ

教科学習を行わず、ヒト・モノ・コトとの出会いを通して子どもたちの好奇心に火をつけ、心を動かす瞬間を創り出します。

ワクワク 研究所

子どもたちが自分自身の興味・関心に基づいてワクワクするプロジェクトをつくり、実践する。そんな子どもの探究活動をサポートする教室です。

ABIRA TALKS

やりたいことやアイデアを持った「チャレンジャー」が熱い想いを発表し、賛同者から出資を募るリアルなクラウドファンディングイベント。

子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域の実情に合わせた「子ども・子育て支援事業計画」を次のとおり整理しています。

国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、地域における保育の充実や子育て支援サービスの提供体制を5年間で具体的に示すものです。

01 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。本計画における教育・保育提供区域については、合併前の旧早来町の区域を早来地区、旧追分町の区域を追分地区とするもの、安平町全域を1つの区域とするものとし、保育園入園可能区域の設定、児童館・放課後児童クラブ・子育て支援センターの開設など、必要に応じて事業ごとに設定します。

※「教育・保育提供区域」とは
市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

02 幼児期の学校教育・保育の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期

本計画では、安平町に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査を実施、それを踏まえ、保育期の学校教育・保育の必要想定人数を見込むこととする。

また、「子育て安心プランや新・放課後子ども総合プラン」において、その見込みに対応する各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

年度	区分	1号認定		2号認定		3号認定(1・2歳児)		3号認定(0歳児)	
		早来地区	追分地区	早来地区	追分地区	早来地区	追分地区	早来地区	追分地区
R7	必要想定人数	25人	13人	48人	18人	21人	19人	3人	2人
	確保内容	40人	20人	70人	45人	63人	22人	11人	3人
R8	必要想定人数	20人	10人	38人	16人	26人	20人	3人	2人
	確保内容	40人	20人	70人	45人	63人	22人	11人	3人
R9	必要想定人数	15人	10人	35人	23人	32人	18人	3人	2人
	確保内容	40人	20人	70人	45人	63人	22人	11人	3人
R10	必要想定人数	14人	11人	33人	25人	32人	18人	3人	2人
	確保内容	40人	20人	70人	45人	63人	22人	11人	3人
R11	必要想定人数	16人	11人	37人	26人	32人	18人	3人	2人
	確保内容	40人	20人	70人	45人	63人	22人	11人	3人

※1 1号認定(子ども)＝保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども。

※2 2号認定(子ども)＝保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳以上小学校就学前の子ども。

※3 3号認定(子ども)＝保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳未満の子ども。

※4 必要人数は、各年度4月1日現在で推計。

「地域子ども・子育て支援事業」についても、安平町に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、計画期間として定める各年度の必要人数等を見込むこととされています。

本計画で定める地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、下記のとおりです。

① 利用者支援事業（こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）

- ▶ 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。
- ▶ 健康福祉課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から就学前までの切れ目のない支援を実施していきます。

年度	安平町	
	必要想定数	確保の内容
R7～R11	1か所	1か所

② 時間外保育事業（延長保育事業）

- ▶ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園で実施する事業。（はやくた子ども園は保育時間による登園開始時間の差異がないため、未実施）
- ▶ 11時間を超える延長保育を両子ども園で実施するため、運営法人と協議していきます。

年度	早来地区		追分地区	
	必要想定数	確保の内容	必要想定数	確保の内容
R7～R11	0人日/年	0人日/年	790人日/年	1,200人日/年

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ▶ 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室（空き教室）、児童館などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
- ▶ 子どもが小学生になっても働き続けられる環境整備の一環としての休日開所について、引き続き両運営法人と協議します。また、見込を上回る入所希望があった場合にも、両運営法人と運営しながら待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

年度	早来地区				追分地区			
	必要想定人数			確保の内容	必要想定人数			確保の内容
	低学年	高学年	計		低学年	高学年	計	
R7	73人	43人	116人	130人	33人	19人	52人	70人
R8	82人	40人	122人	130人	27人	21人	48人	70人
R9	83人	35人	118人	130人	19人	26人	45人	70人
R10	73人	46人	119人	130人	25人	14人	39人	70人
R11	57人	48人	105人	130人	24人	11人	36人	70人

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- ▶ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。（令和7年4月より健康福祉課内「こども家庭センター」にて実施）。
- ▶ 乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会であり、乳児家庭の孤立化を 방지、乳児の健全な育成環境の確保するために継続して実施するとともに、今後とも研修等により事業の質の向上を図ります。

年度	安平町	
	必要想定人数	確保の内容
R7	32人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R8	32人	
R9	32人	
R10	32人	
R11	32人	

⑤ 養育支援訪問事業

- ▶ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。（令和7年4月より健康福祉課内「こども家庭センター」にて実施）。
- ▶ 児童虐待の発生予防の観点からも、支援が必要な家庭に適切な対応をすることが重要です。相談事業の充実を図るため、引続き町の要保護児童対策地域協議会を中心とした関係部局間の緊密な連携はもちろんのこと、庁外関係機関との連携を強化していきます。

年度	安平町	
	必要想定人数	確保の内容
R7	103人	実施体制：保健師5人 実施機関：安平町
R8	101人	
R9	96人	
R10	90人	
R11	89人	

⑥ 地域子育て支援拠点事業

- ▶ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。早来地区と追分地区に1か所ずつ子育て支援センターを開設し、両地区それぞれ平成28年度、平成29年度より認定こども園運営法人が実施しています。
- ▶ 親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働といった取組に対して支援・協力するといった地域支援機能の強化を引続き図っていきます。

年度	早来地区		追分地区	
	必要想定人数	確保の内容	必要想定人数	確保の内容
R7	800人回	1か所	500人回	1か所
R8	800人回		500人回	
R9	800人回		500人回	
R10	800人回		500人回	
R11	800人回		500人回	

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ▶ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設※等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）（安平町は未実施）。緊急性のある児童の保護については、児童相談所連携し、一時保護を随時検討しています。
- ▶ 第1期計画時のニーズ調査ではニーズがないという結果でしたが、今回の調査では32.8%のニーズが発生しています。現実的に当町単独での事業実施は困難であることから、多団体との協同による運営等他の方策がないか検討します。なお、引続き必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携し対応していきます。

年度	安平町	
	必要想定人数	確保の内容
R7~R11	0人	0人

⑧ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】）

- ▶ 一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- ▶ 今回のニーズ調査において、サービスの向上を求める声の一部であったことを踏まえ、さらに細かな保護者のニーズを捉えながら、設置法人と連携して協議を進めます

年度	早来地区		追分地区	
	必要想定人数	確保の内容	必要想定人数	確保の内容
R7	1,824人日	1,900人日	163人日	250人日
R8	1,824人日	1,900人日	163人日	250人日
R9	1,824人日	1,900人日	163人日	250人日
R10	1,824人日	1,900人日	163人日	250人日
R11	1,824人日	1,900人日	163人日	250人日

⑨ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

- ▶ 安平町では、非在園児対象の一時預かり事業を実施しており、その他の子育て援助活動支援事業（親同士の助け合いによる一時預かりや家事支援等）とトワイライトステイ事業（保護者の疾病等で療育が一時的に困難な児童を児童養護施設等で保護）は現時点では未実施です。
- ▶ 今回のニーズ調査において、サービスの向上を求める声の一部であったことを踏まえ、さらに細かな保護者のニーズを捉えながら、設置法人と連携して協議を進めます

年度	早来地区	追分地区	両地区共通		
	必要想定人数	必要想定人数	確保の内容		
			一時預かり事業 （在園児対象型 を除く）	子育て援助活動支援事 業（病児・緊急対応強 化事業を除く）	子育て短期支援事 業（トワイライト ステイ）
R7	400人日	15人日	早来地区： 500人日/年 追分地区： 20人日/年	0人日/年	0人日/年
R8	400人日	15人日			
R9	400人日	15人日			
R10	400人日	15人日			
R11	400人日	15人日			

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

- ▶ 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- ▶ 過去の利用ニーズを踏まえ、病児保育に関する調査を進めてきましたが当町においては「体調不良児対応型」という保育中に体調不良となった児童をその日に限り預かるという仕組みを取り入れることとしました。今後は必要に応じて病児保育の調査・研究も並行して進めていきます。

年度	安平町		
	必要想定人数	確保の内容	
		病児保育事業 (体調不良児対応型)	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
R7	0人日	0人日	0人日
R8	0人日	0人日	0人日
R9	30人日	30人日	0人日
R10	30人日	30人日	0人日
R11	30人日	30人日	0人日

⑪ 子育て援助活動支援事業（就学後）

- ▶ 子育て援助活動支援事業のうち、対象が小学校就学後の児童であるものです（安平町は未実施）。
- ▶ ニーズ調査では、ニーズがないという結果となっています。必要に応じて、引続き子育てサポートを紹介するなどの対応をしていきます。

年度	安平町		
	必要想定人数①	確保の内容②	②-①
R7~R11	0人	0人	0人

⑫ 妊婦に対する健康診査

- ▶ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
- ▶ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、今後も受診票の発行を継続するとともに、相談体制の充実など安心して妊娠・出産できる環境を整えてまいります。

年度	安平町	
	必要想定人数	確保の内容
R7	32人	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回分の受診票を発行。 各産科病院で週数に応じて必要な検査を受診。
R8	32人	
R9	32人	
R10	32人	
R11	32人	

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保等の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単なる施設統合や就労支援だけでなく、子どもの育ちを第一に考え、教育・保育機能の充実（ソフト面）と施設整備（ハード面）を一体的に進めることを重要視しています。幼児期の教育・保育は人格形成の基礎となるため、子どもの最善の利益を考慮し、質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育て力の向上を支援します。

① 認定こども園の普及・発展に係る基本的考え方

認定こども園の普及・発展においては、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に柔軟に対応できる認定こども園の普及を通し、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目指します。

第3期計画においても引続き公私連携による運営法人との協力体制の下、子どもの育ちに関する理念を共有しながら、更なる発展を積極的に支援します。

② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性

安平町は、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども子育て支援事業を実施する中で、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

具体的には、国及び北海道等と連携し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援します。

③ 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行います。安平町と教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子育て支援者が連携・協働し、地域の実情に応じた取り組みを進めます。特に、認定こども園、幼稚園、保育所は地域の中核として、地域型保育事業者や地域子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育提供などの支援を行います。小学校就学後の放課後児童健全育成事業との連携も図ります。

④ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、各施設間の連携に加え、設置者の異なる施設が連携しやすいよう、学校行事への参加や幼児・児童・生徒・教師間の交流を深めます。

⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、現行の給付手法を考慮しつつ、保護者の負担軽減、利便性向上、関係施設の手続き簡素化に努め、公正かつ適正な給付を行います。

4.

こどもにやさしいまち、
パパ・ママにもやさしいまち。

安平町で2人目の妊娠が分かり、出産をした。

安平町で赤ちゃんを育てるのは初めてだ。

一抹の不安を持っていたが、町の保健師さんから子育て広場のことを教えていただき、支援センターに通うことにした。

支援センターに足へ運ぶと、そこにはたくさんの先輩おかあさんの姿があり、色々な話を聞くことも出来た。安平町に住む地域の方々も積極的に話かけてくれたり、子どもともたくさん遊んでくれた。

安平町では、赤ちゃんを持つ保護者向けの集まりも定期的で開催しているし、なんならお父さんの参加率の方が高い時だってある。

急に子どもを預けて病院に行きたいときも、地域のボランティアさんが子どもも預かってくれたりと、2人目は安平町に育ててもらったといっても過言ではない。

育児で精いっぱいになっていることもなく、育児に余裕ができた。今日もママ友達とお茶会にいきます。

(教育まちづくり委員会より)

行動することを学ぶ。

Learning to DO

スキルの習得のみならず、多岐にわたる課題を
対処するために相互に協力し合える能力・行動
を醸成することができる。

社会・地域課題を解決するために行動すること
で、新たなコミュニティを形成したり、自己肯
定感の向上を促すなど「行動することを学ぶ」
ことができる。

① 社会教育活動及び団体への参加

私たちの生活を豊かにし、地域社会をより良いものにする社会教育活動は、学校を補完する形で行われると捉えることが多いが、新しい知識やスキルを身につけるだけではなく、他者との交流を行うことで、人間関係やコミュニケーション能力の向上を図り、生きがいを増進させるとともに、学校教育との相互連携を図ることを目指します。

地域住民が主体となって、学習や文化活動、スポーツなど、様々な活動を通じて、地域社会の発展に貢献することを目的に、地域住民の自主性を尊重した活動を促進していきます。新たな知識やスキルを習得するとともに、地域住民同士の交流を通じて、繋がりを広げ、地域社会の発展に直結しているというやりがいを増進させます。

地域社会で行われている様々な学習活動や文化活動、ボランティア活動などに、個人や団体として参加し、地域の課題解決や活性化のために参加を容易とした環境整備を整えます。地域社会の一員としての意識を高め、より豊かな人生を送るためのきっかけとして、老若男女問わず興味・関心を促します。

② 地域学校協働活動への参画

「地域学校協働活動」は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関など、多様な地域住民の参画を得て、学校と地域が相互に連携・協働し、子どもたちの学びと成長を地域全体で支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指す活動です。

単に学校が地域に開かれるだけではなく、地域と学校が互いにパートナーとして、それぞれの資源や強みを活かしながら協力し、こどもたちの健全な育成と地域社会の活性化を一体的に推進していくことを目指します。

③ 社会課題／地域課題解決のための行動や参画

社会課題・地域課題の解決に向けた行動や参画は多岐にわたるため、個人、企業、自治体そして社会全体が協力し、それぞれの立場でできることを実践していくことが重要である。

地産地消を推奨するとともに、SDGsに関心を持ち、世界情勢と地域課題に着目した意識を醸成する長期的な活動の促進を促します。

④ レジリエンスと平和のための教育

平和的な紛争解決と共存を促進するとともに、世界情勢と自身含め困難・逆行に直面したときにそこから適応する力を養うことを目指します。知識・スキル・価値観・態度の育成を経験を通じて成長し、差別や偏見のない平和的な社会の実現を目指します。

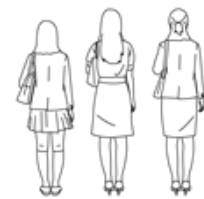


高齢者ふれあい大学
花壇整備



追分高校
ロールケーキ販売の様子

私はなにをする？



5.


新しいチャレンジ

これまで大学を卒業してからホテルで働いて来て結婚を機に退職して、そこから働くといっても出来ず、好きな仕事ややりたいことが何かもわからなくて、これまで積み上げたキャリアもゼロに戻り、ゼロというよりはこれまで私が働いてきた経験なんて意味がなかったのかなと思い悩んでいたのがマイナスになっていた状態でした。そんな時に安平町に引っ越してきて、地域の方にお話を聞いてもらったり、役所だったり、自分の言葉にならない思いを相談出来たことが今の私に繋がっている。

安平町の中で働いてみたいと思ったのも、安平町の教育の取組のすばらしさや人々のやさしさからです。子どもたちにどうして図書室で働いているの？と聞かれて、前はホテルで働いていたんだよなどという「ホテルも図書室も来た人に笑顔であいさつする場所なんだね」と子どもたちから言われたときに、キャリアは生かされているなあと心があたたまりました。これからは、また新しいことにチャレンジする仲間が増えたり、応援したいと思える仲間との出会いのお陰で、1人ではかなえられない楽しい経験をたくさん。

新しいチャレンジといえば、もう一つ図書館司書の資格取得にもチャレンジしたり、安平町に来て幸せな暮らしが実現できていて、嬉しいなと思う日々が続いています。

(教育まちづくり委員会より)



共に生きることを学ぶ。

Learning to LIVE TOGETHER

一つの目的のために、共に働き、人間関係の反目をいかに解決するかを学びながら、多様性の価値と相互理解と平和の精神に基づき、他者を理解し、相互依存を評価すること

① 市民活動・社会貢献活動への参加

行政だけでは解決しきれない地域の課題に取り組む場として、高齢者の見守り、子育て支援、環境保護、文化活動など、多岐にわたる課題について住民と協働して解決へと話し合い、地域の結束力と住民同士が協力し合う「共助」の精神を育みます。

また、市民活動の中で他者とのつながりを感じ孤独感を減らし、異なる背景を持つ人々との対話の中で、自身の醸成を目指します。

地域社会の課題解決や発展のために、住民一人ひとりが自発的に行う活動を指す。園庭づくりやガンケ山、環境美化活動などに積極的に参加し、地域の問題を自分事として捉え、地域への愛着を深めるとともに、新たなコミュニティ形成に寄与することを目的とします。

町内で活躍する NPO との連携・連動の中で生み出される教育環境の醸成
人的ネットワークの拡大を促し、自己実現の場として活動することを目指します。

② 異なる文化的背景を持つ人々との交流

現代社会はグローバル化が急速に進み、多様な文化的背景を持つ方々との共生が求められています。安平町においても、様々な国籍の方々が増加傾向にあり、国際交流等を通じて積極的に交流機会を確保していく必要があります。また、近隣には民族共生象徴空間ウポイもあり、アイヌ文化に触れながら歴史や様々な文化の多様性への認識を深めることが可能です。こうした機会により、互いの文化を理解し、尊重する心を育むことは、自身の人生を豊かにする近道であることから、積極的に取り組みを進めていきます。



高齢者芸能発表会の様子



自主企画講座の様子

③ 自然に対する理解と交流

環境教育は、持続可能な社会の実現に向けて、町民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、主体的に行動するための力を育むことが重要です。安平町ならではの広大な大自然の中で体験的な学習を行ったり、児童生徒を対象としたアンケートによる意見聴取なども行っており、環境に対する意識や価値観、行動様式を変容させていく取り組みを進めてきました。

安平町は令和6年1月にゼロカーボンシティ宣言を表明しており、環境教育を推進する上で大きな柱となります。引き続き具体的な取り組みを進めながら町民の環境意識を高めていきます。

あびら川の水質調査や米学習の中で、古人が積み重ねた歴史と自然に触れ、今後も守り続ける意識を向上されることを目指します。

私はなにをする？

6.

学校は小さなまち。
まちは大きな学校。

安平町に住んでいると意外なところで声をかけることがある。

子ども園では、子どもたちやお母さんたちに料理や裁縫を教えることもある。

ボランティアで給食サービスも行っているの、昔から安平町に住んでいる大先輩ともお友達。

地域のおじいちゃん・おばあちゃんに話を聞くと、今日は学校に行くとのこと。

「だって最近暑いじゃない？学校に行ったらクーラーがあって涼しいし、ついでに小学1年生にお手玉やおはじきを教えてくるの。私たちも子どもたちとお話したら私たちも元気になるじゃない！」と素敵な笑顔を見せた。

「開かれた学校」とはよく聞かすが、安平町の学校は「クーリング」で地域の人たちにも開放しているし、ふるさと教育として地域の方々が授業をすることも珍しくない。自分たちで学びたいことがあると、学校の一室を借りて自分たちで自主企画をして学習をする人も。まるで、町全体が学校のような。逆を言えば、学校に行けば町の人たちに会える、学校が町のような。

(教育まちづくり委員会より)

らしく生きることを学ぶ。

個人の人格をいっそう発展させ、自立心、判断力、責任感をもってことに当たることができるよう、「人間としていかに生きるかを学ぶ」

① スポーツを通じた学び

スポーツを通じた学びは、町民が生涯にわたりスポーツに親しむことで、心身の健康保持と豊かな人間関係の構築に貢献します。安平町では、地域コミュニティ活動の活性化を目指し、多くの町民が世代を超えて交流できる機会を創出してきます。特に、民間団体の協力を得ながら先進的に進めてきた部活動の地域移行は、子どもたちの多様なスポーツ機会の提供と、地域住民の指導者としての参加を促進し、地域全体で子どもたちを育む環境づくりに貢献しています。引き続き、スポーツが学びと交流の場となり、地域社会の活性となるよう取り組みを進めていきます。

② 文化を通じた学び（芸術、芸能）

生涯学習における文化を通じた学びは、町民が芸術や芸能に触れ、創造性を育むことで、豊かな心を育むことを目的としています。安平町では、町内で活躍する個人や団体が発表できる場を提供することで、地域の一体感を醸成し、誰もが身近に文化の香りに親しめる環境づくりを目指します。

芸術・文化活動は地域住民に感動や喜び、そして活力を与える力となります。そのため、芸術・文化活動団体の会員確保に向けた情報発信を強化し、活動を支援することで、地域文化の担い手を育成します。これらの取り組みを通して、文化が地域を彩り、人々の交流を深めることで、より豊かな地域社会の実現へ繋がります。

③ メディアを通じた学び（オンライン）

Society5.0にもある通り、科学技術革新の中で、時代背景に沿った社会教育の展開を目指します。

インターネットやスマートフォンなど様々なメディアを介して知識や情報を獲得し、自己成長を図る学習方法を方策としてGIGAスクール構想の実現と、デジタルDX構想を全町に適用し、庁舎に足を運ばなくても教育関連サービスを提供することを目指します。情報弱者を生み出さないために、他部局とも連携し広報紙やあびらチャンネルなどを活用した情報発信を強化します。

④ 文化的資源へのアクセス (図書館、文化財)

町民が地域の歴史や文化に触れ、郷土への愛着を深めることを目的として、安平町では、誰もが自由に文化に触れ、楽しめる環境整備を進めています。

道の駅あびら D51 ステーションに隣接する鉄道資料館には、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財である「蒸気機関車 D51 320 号機」が保存されており、多くの人々を魅了しています。引き続き、展示内容の充実やイベント開催などを通じて、その魅力を発信していきます。

早来学園図書室「まなびお」においては、コンシェルジュを配置し、地域の方々にも広く利用され、子どもたちと地域住民の交流拠点にもなっています。

これらの取り組みを通じて、文化財と図書館が地域住民の生活に根付き、世代を超えた交流や学びを促進し、地域文化の振興と地域コミュニティの活性化に貢献していきます。

⑤ ライフステージに応じた学び

一人ひとりの人生段階で直面する課題や目標に対応し、必要な知識やスキルを習得することで、自己成長と豊かな人生の実現を支援します。青少年期には社会への敵覆う力や将来設計を、成人期には職業能力の向上、高齢期には健康維持や社会参加を促進する学びなどが挙げられます。各段階の状況に合わせた学習機会を提供することで、町民一人ひとりがより充実した人生を送れるよう支援します。



二十歳の集い（旧：成人式）
の様子



町民活動支援事業の様子

私はなにをする？

安平町の魅力③

こどもにやさしいまちづくりプロジェクト

策定までの流れ

「生涯学習計画」をはじめ行政主体で策定を進めているものは本来、町に住む人全員の計画書であることから、行政をはじめ、町民が本当に必要としている生涯学習とは何かを問いただした、いわゆる「まちの学習の説明書」です。

町民はどのような学びを求めているのか、どのような環境を構築していきたいのか、実際に顔を合わせ、互いの意見を尊重し、約1年間をかけて計画策定をしました。



こどもにやさしいまちづくりプロジェクト

学校教育だけではなく、生涯学習や健康福祉の分野も包括した、町全体の環境によってもたらされる営みを「公教育」と定義し、安平町で暮らす人々が自分の個性や得意に気づき、活かしながらワクワクした幸せな人生を送ることを達成するため、「こどもにやさしいまちづくりプロジェクト」を進めていきます。

安平町子ども子育て会議

本計画（子ども・子育て支援に関する計画）の策定や施策の推進状況を審議する機関として、子育て当事者や有識者等の意見を反映しながら、地域の実情に合った支援策の実現を進めてきました。



教育まちづくり委員会

新たな教育行政の方向性となる「生涯学習計画」に向け、安平町の子育て世代や教育関係者が集い、理想の教育について意見交換を行う委員会を開催しました。

全3回

委員：7人



あびら教育100人会議

本計画を策定するための意見聴取の機会として、あびら教育100人会議を早来地区・追分地区で開催しました。

町内外の子どもから大人など多様な属性の方が、早来・追分両地区合わせて100人以上が集まり、安平町にやって欲しいことではなく、自身がやってみたいこと・挑戦したいことなどについてワークショップを実施しました。



7.

そして次世代へ

安平町に越してきて気づけば30年以上が経ちました。

子どもは巣立ち、私夫婦は今日も趣味のサークル活動だ。

近所の子どもたちもすっかり顔なじみ。朝の挨拶は日課となりました。

少しすると自宅のチャイムが鳴りました。

「誰かしら？」とドアを開くとそこには若い親子が立っていました。

「昨日お隣に越してきたものです。ご挨拶に来ました。」

この親子は、先日大阪から越してきたようです。話を聞くと、北海道で暮らすのは人生で初めてとのこと。

「安平町のことまだあまり知らなくて…田舎って聞いたのですがどうすればいいですか」とお隣さん。

あら、なんだかいつぞやの私たちを見ているみたい。

私たちはある1冊の本をその親子に手渡しました。

「これを見たら、あなたの不安が少し解決できるかも。だって私たちが作ったのだから。」

「きょういく」に込めた思い

「きょういく」は、「教育」と表現されることが多いが本紙では

- ・ともに育つ「共育」
 - ・響き合う「響育」
 - ・協力し合える「協育」
- などといった意味を持ち合わせている。

これは、あびら教育100人会議の中で参加者から発言された意見であり、安平町のあるべき姿ではないかと感じ、採用された経緯を持つ。

本紙は、安平町民で作り上げた「きょういくの説明書」である。

(あびら教育100人会議より)